

番号	御意見の対象となる箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1		従来デフォルト値を用いていた特定排出者の排出量の連続性の担保と報告業務が煩雑になることの防止のため、デフォルト値のように基準となる選択優先度の高い位置づけを与えた固定値を継続して残すべき。	
2		<p>これまではデフォルト値(0.000555tCO₂/kWh)より値が上回る電気事業者の係数は公表されず、代わりに「デフォルト値」を使っていたが、この措置がなくなると、(購入する電気事業者がある)地域による算定の差が拡大し、本来の事業者努力をより正確に示すことが出来ない。排出量を正確に把握する観点であれば、電気事業者ごとの係数の違いによるCO₂排出量の差分は、電気事業者の対策としてあるべきなので、当該電気事業者に『省令値(または(案)として、係数の「平均値」、「トップランナー基準でその年のもっとも小さい値」など)と自社係数の差を取引量に乗じて算出されるCO₂排出量』を自社分として含めることとし、需要者側は少なくとも省令値(または上記で(案)とした値)を上回る電気事業者の係数は使用しない措置をとるべきである。</p> <p>今回この「省令値の廃止」に関する議論がパブコメにはっきりと書かれていないことは問題で、まずこの議論を国民に問うべきであり、従来の措置を継続することを強く要望する。</p> <p>また、電気事業者毎の排出係数の精緻化が進められているが、コジェネレーションシステムを含む分散型発電を一つの電気事業者と捉え、分散型発電セクターとして独立させ、その中で適切な評価方法を検討してはどうか。</p>	<p>今般の改正は、他人から供給された電気の使用に係る二酸化炭素の排出量を正確に把握するために、原則、電気事業者ごとの排出係数を用いることとしました。なお、電気事業者ごとの排出係数が算定できない場合には、代替値を用いることとしております。</p>
3	2. (1) 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数	<p>デフォルト値(0.555kg-CO₂/kWh)が、今回の見直しにより廃止されることは当然である。</p> <p>そのため全ての電気事業者の実排出係数および調整後排出係数が公表されることとなり、電気事業者から電気を供給されている特定排出者は、必ず供給されている電気事業者の排出係数を用いて、CO₂の量を算定することとなるため、排出量算定・報告マニュアル等に確実にその旨周知を図るべき。</p> <p>また、特定排出者および自治体・他省庁が適切に排出量を算定するため、各電気事業者の排出係数を用いることをきちんと周知するなど、制度の改正に当たっての特段の配慮をお願いしたい。</p>	<p>今般の改正は、他人から供給された電気の使用に係る二酸化炭素の排出量を正確に把握するために、原則、電気事業者ごとの排出係数を用いることとし、電気事業者ごとの排出係数が算定できない場合には、代替値を用いることとしております。</p> <p>今般の改正内容や事業者ごとの排出係数については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」等への反映や説明会の開催など、周知徹底に努めてまいります。</p>
4		<p>代替値の算定においては、算定方法も詳しく示して妥当性をパブコメで議論してから採用すべきである。自家用発電の実績も使用する算定としているが、効率の良いコジェネレーションシステムの自家用発電も考慮したCO₂排出係数を作らなければならない。環境省が進めている自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)のなかでは、コジェネレーションシステムに導入者にクレジットを付与することとしており、制度間の整合性を図るべきである。特に、今後、京都メカニズムクレジット取得による、調整後温室効果ガス排出量の報告を義務付けることは、温対法が、ただの排出量の報告制度から、削減対策効果を考慮した制度に変更することを意味する。この中では、コジェネのCO₂削減効果についても、考慮されてしかるべきであり、国として、法令・制度間の整合性を確保すべきである。</p>	<p>代替値は、全国の平均的な値とすることが望ましいことから、現行の省令値と同様の算出方法である、総合エネルギー統計における外部用発電と自家用発電の実績により算出することを予定しており、この総合エネルギー統計における外部用発電及び自家用発電の中には、コジェネレーションシステムによる発電分も含まれています。</p> <p>なお、環境省が行う自主参加型国内排出量取引制度におけるコジェネレーションシステムの扱いについては、次年度(第5期)募集分より変更となっております。</p> <p>また、実排出係数及び調整後温室効果ガス排出量の算定に用いる調整後排出係数の算出方法については、別途告示で定めることとしております。</p>
5		<p>電気を使用しているものにおいては、国の施策として推進されているコジェネレーションを設置し、CO₂削減を進めているという現実がある。一方、省令案では、電気事業者ならびに電気事業者以外のものから供給された電気に関する二酸化炭素係数のみ示している。日本全体のCO₂削減を意図しているのであれば、温対法報告書の第一表でコジェネレーション設置によるCO₂削減量を、設置者の努力として正当に評価するよう明記する必要があると考える。</p>	<p>本制度は、温室効果ガス排出量の算定及び排出実態の顕在化を通じて、排出者の自主的な取組を促すことにあり、今般の改正は、事業者の排出量をより正確に把握する観点から行うものです。</p> <p>このため、様式第一では報告しない温室効果ガス算定排出量の増減に関する情報については、任意で様式第二により報告していただくこととしております。</p>
6		<p>②の場合、「適切と認められる係数」を求めるためには、供給側から需要側に排出係数を開示することになるが、開示すると供給側のコストが推定され、企業競争上の不利益となるので②については、削除願いたい。</p> <p>もし、削除が不可能であれば、供給側が開示をしたくない場合は需要側は③を使用して良いかを確認したい。</p>	<p>今般の改正は、他人から供給された電気の使用に係る二酸化炭素の排出量を正確に把握するために、原則、電気事業者ごとの排出係数を用いることとしました。①については公表されますが、②については、供給者から需要者への情報提供のみであり、公開されることはございません。</p> <p>また、供給側が何らかの理由により排出係数を算定できない場合にあっては、需要側は③の代替値を使用することとなります。</p>